

青の洞門

山本聴治

史蹟青の洞門、それは菊地寛の著、恩讐の彼方へで余りにも有名である。

青の洞門は徳川時代も末期に近い享保から明和に至る間の工事であつて、未だそれ程昔の事ではない。それにも拘らず

その事実は、これは又、余りにも伝説化されて居る。

そこで筆者は当時の文献を播いて、郷土史を研究される人達の為に参考資料ともなれば、と考え茲に筆を採つた次第である。

青の洞門を現地で観た總ての人達が懐く疑問、それはなぜ洞門を作らねばならなかつたかの一語に集約されるであろう

小笠原長勝の羅漢寺参詣

寛文十一年（西暦一六七一年）の春、当時中津の城主小笠原信濃守長勝は羅漢寺に参詣して紀行文を書いて居る、その一節に「樋田といふ村里あり。亡父の年の秋毎に來り給ひて月をへて逍遙せし所なれば、昔の面影も河瀬の波に浮び出るやうに覚えて、

行く水を袖にかけつゝ慕ふぞよ

昔に返る波のありやと。

山近くなれば麓の河を右になして行く……と極めてのどかな行列を偲ばせて居る。

長勝は所謂小笠原諸流の宗家を継承し、歌をつくり・書をよくし、その名は禁廷にまで聞えたと謂われるが天和二年に病歿した。

荒瀬井堰築造と小笠原藩の滅亡

長勝の歿後、小笠原長胤の治世には凶作相次ぎ、殊に下毛と宇佐の郡界に在る二十八ヶ村の如きは灌漑用水の不足に悩まされて、農民の流亡する者が相次いだ。

当時中津藩の管理する草本金山の採砂奉行片桐九太夫の如きは自ら進んで用水問題の解決を研究した。

時の大里正今津作右衛門・佐知条右衛門・鰯瀬庄右衛門等の嘆願書提出に基き、長胤は三口上水道の工直内河作兵衛に命じて水路開鑿の可否を実測せしめ、その結果竹内求馬を総司役に片桐九太夫を指図役として貞享二年（西暦一六八六年）一水路の開鑿に着工、三ヶ年の歳月を費して元禄二年この水路は通水するに至つた。

その間岩石を穿ち隧道を通ずること六百三十間水路の延長は三里十二町に及んだ。

今日この工事を見れば、いかに公益事業とは謂え、よくもかかる難工事を遂行せるものよと誰一人讚嘆の辞を惜しむ者

はないけれども、その間草本金山の従業者は挙げて此の工事に使役し、莫大なる費用は悉く苛酷とさえ思われる程の課税

に依つて賄われ、加うるに領民は課役に依る就労の為その生活はいよいよ窮迫し、澎湃として漲る怨嗟の声は、眼前に荒廃の耕地が次々と美田に改めらつゝあるにも拘らず、藩の財政窮迫と併せて、遂に小笠原滅亡を早めたと伝えて居る。

荒瀬井堰の築造は遂に羅漢寺の参詣道に鎖戸の難所を造つた。

鎖戸道と云うのは禪海の紀念碑の裏から丸太を架けて岩に取つて河の上に出て地蔵の安置してある所から成層集塊岩の斜層を伝つて、川岸に下る道で、地蔵尊前の曲り道では水面迄五十尺の断崖である。この道は明治三十八年頃まで現存した。

貝原益軒鎖戸を通る

荒瀬井堰が完成してから貝原益軒がこの難所を通るまで五年、その豊国紀行を播ぐと「樋田のさきに大堰あり、その処を荒瀬と云ふ。その下に岩山の内を切通して一町二町、或は三町、或は十間二十間許り岩の内を水の通る処あり云々」とこれを詳解し、又「樋田の先き一里許り左の方、川に近き所大岩の数十そば立てる処あり。その高さ十数間、或は八、九間あり他郡にてはいまだ見ざる処なり。向にも又あやしき大

岩あり」と書いてあるのみである。

大淀三千風羅漢寺に遊ぶ

これより先き荒瀬井堰完成のとき元禄二年には大淀三千風が矢張り鎖戸の難所を通つて居るがこれも難所の事には全く触れて居ない。

僧禪海が大誓願を起した時の世情

僧禪海が始めてこの難所に来たとき、小笠原藩は既に亡び奥平昌成が藩主であつた。

当時の藩政方針は小笠原藩当時の制度その儘で別に改変を加えた記録はない。而しながら特に発せられた僕約令に至つては微に入り細を穿ち、冠婚葬祭から日常の衣服・飲食物・音信・贈答迄嚴重な制限を附し藩士一同は儀式の場合に於いてすら綿服・半襦に限るなど、凡そ三十項目が列挙されて居る。

豊前誌に誌された禪海

禪海は猛然として大願を発し、崖腹に隧道を穿ちて往来を安全にし、幾多人畜の生命を救済し、此の功德を以て宿業を滅除せんと決心し、享保二十年藩侯に請いて許可を得、自ら鎌と鎧とを執り、数十丈の崖壁に向つて先ず才一擊を下した。素より資乏しければ門に立ちて零細の金穀を乞いうけ、

或は路傍に遺棄せられたる敵鞋を寸莎に切りて売り歩きなどして辛くも工程を続け行しが、初の程は村人達も唯山師よ狂人よと許り怪みて援助する者もなかりしが、日を積み、月を累ぬるに隨い、さしもの大盤石も一尺・二尺と穿たれ行くを見て、遂に禪海の赤誠に動かされ、資を捐て力をかして工事を助くる者漸く増加し、その事藩庁に聞えければ藩庁は禪海を召して其の篤志を嘉賞し、九州諸大名を勧化して喜捨金を募る事を允許したれば、是より資金も稍々潤沢となり、云々とある。

鎖戸の難所除かる

斯くて星霜を累ぬること十六年、寛延三年八月には鎖戸の難所に代つて平坦安穩な凡そ百四十歩の洞門が出現した。勿論才二鑿以下は或は岩脚を削り或は石を並べて通行した、そしてその頃の荒瀬は堰堤も低かつたのでこの附近の水量は井堰築造前とあまり変らなかつた。このことはその後井堰が次才に堅固となり貯水量増大の工事が行われて居ることでもわかる。

禪海は鎖戸の難所が除かれた喜びに法界万靈の大供養を執行し併せて永く鎖戸の難所を記念して茲に等身大的石地蔵を安置した。

禪悔の開鑿した青の洞門

才一鑿完成の喜びにみちた禪海は引続き比較的工事の容易な才二鑿以下の工事を進めた。即ち現在岩脚の著しく細りたる所才二鑿凡そ七十歩。右側にまるい窓のある所才三鑿凡そ八十歩。少し難れて才四鑿凡そ四十歩がそれであり、現在崩壊した岩石の堆積した所は窟の様に岩脚をえぐり取つてあつた。

尚、この際注意を要することは荒瀬井堰が築造當時より遙かに高くなつて居ることである。

古松軒の西遊雜記

古松軒が羅漢寺に參詣し洞門で遊んだのは、天明三年で禪海が死んでから九年目である。禪海が才二期工事のとき費用の一部として通行料徵集の許可をうけ人は四文、牛馬は八文貰つた事について西遊雜記は禪海が金もうけの事業であつた様に書いてある。

江戸浅草の金龍和上来る

青の洞門が才二期工事も順調に進捗し殆んど完成の域に達した宝暦十三年の秋、岡らずも江戸浅草寺の金龍和上が來訪した。

和上は禪海を激賞し且、洞門一帯の風景に対し有名な会稽山水の美を評した、千巖競秀・万壑爭流の句を引用し、山は競秀。川は争流、洞門には山陰道と命名した。

禪悔の偉業洞門開鑿完成す

禪海和尚一生の大誓願であつた青の洞門は完成した。それは宝暦十四年が六月に明和と改元せられた後である。西暦一七六四年、それは禪海が生涯を通じて最も得意の時代であつたに違いない。

かくて禪海は洞門一帯の整理を終え諸方への報告等がすんでから、羅漢寺門下の丸吉屋三五郎の屋敷を譲受け文珠菩薩の像を刻ませ、禪海逆修碑とし、法華經を一字一石に写筆して後、日牌・月牌三基を作つたので鎖戸の難所に安置した地藏尊とも五個の牌を作つた訳けである。

その一つは石工・鍛工・人力加勢・接待宿等の為めに。その二は父阿淨円信士・母慈妙順信女の為に。その三は禪海自身の為で以上五牌に夫々永代供養料を添えて最後の大供養を行つたのが明和四年二月であった。

明和四年三月十四日には権大僧都の僧官補任状を受けたので、折から本山に上京する羅漢寺の無学和尚に書を托して、在京中の金龍和上に鑿道の銘を乞うた。

金龍和上は快く禪海の為に山陰鑿道碑文並びに其の序を書いて居る（これは仲々の長文で可成り洞門の由来を詳説して居るが拙著「史蹟耶馬溪青の洞門」又は「耶馬溪における史蹟名勝天然記念物」に書いてあるので茲には略する）。禪海はその後は専ら神社・仏寺の為挺身したと云われ奉納鳥居な

ど禪海自筆の現存するものさえある。
西暦一七七四年、安永三年八月二十四日八十八才の高齢を以つて入寂した。

俳人竹母の築紫みやげ

竹母が洞門を訪ねたのは安永九年であるから禪海の死後わずか六年にすぎない。

勿論、宿の者が寺の誰かに聞いたと想像されるが洞門開鑿に四十年を費したとか、四国の中善海とか書いてある。

吉田重房の築紫紀行

享和元年、重房が羅漢寺から彦山へ登る途中洞門を見る為には一里許り廻り道となると書いてあるのは城井峠が當時本道であつた為であろう。

伊藤常足の大宰管内誌

常足が羅漢寺に参詣したのは文化十三年西暦一八一六年であるが洞門開鑿の時を元禄九年、入寂の年を享保九年とし三十一年を費して開鑿すと書いてある。而し中津から日田への本道は洞門を潜らずして河を渡るとあることは正しい。

三浦梅園の梅園拾葉

梅園は禪海を賞して、念力岩をも通すと言える諺を、昔は

耳にきく今は目に見侍りと書いてあるのも学者らしく面白い

島芳国の羅漢寺の記

文化十年、西暦一八一三年島芳国は樋田の村長に案内され極めて詳細に洞門の解説を行つて居る。洞門羅漢寺の紀行文として最も詳しく書いてあるが金龍和上の鑿道の銘と同様拙著に詳記してあるから茲には省略する。

結び

禪海が洞門開鑿の大誓願を発した当時、小笠原藩潰滅の後を襲うて徳川の親藩、奥平昌成が入城し、嚴重なる僕約令を公布して居た折ではあり。領民は小笠原藩が財政的断末魔の苛酷な徵税にあえぎ、その生活は窮迫を極めて居た時であり洞門開鑿の工事遂行がいかに困難であったかは想像に余りありと謂わねばなるまい。

殊荒瀬水路の隧道工事に対し掘り屑一枷に銭一枷の言葉が残されて居ることも當時を偲ぶに足る資料の一つであろう。

享保十一年南海部郡因尾村の走り百姓と逃散に就て

立川輝信

百姓一揆に関聯して社会史家の注目を惹く現象は、江戸時

代後期以後に盛んになつた農民離村の傾向である。地頭・代官の誅求に堪え兼ねた百姓等は、屢々徒党を組んでその所在を立退いた。当時の領主は之れを逃散（チヨウサン）と称して百姓一揆同様に取締つた。

この逃散、即ち走り百姓に就いての事実記録を、去る二月廿二日N H K 大分放送局郷土資料調査の際、南海部郡宇目村に於いて採録することが出来た。即ち同村大字千東字酒利、元岡藩宇目郷代官深田家々譜、並びに大字重岡元大庄屋渡辺氏所蔵の子孫への覚書がそれである。本件に関しては「両郡古談」や「豊後遺事」等の郷土史にも出てはいるが詳しくない。

前記両資料によると、本件は享保十一丙午十一月廿一日、佐伯領因尾郷内、堂間村の百姓四十五軒、男女含せて百九十八人（渡辺文書一九九人）が牛馬並びに鉄砲を持参して、岡領重岡組上河内村に逃散した。それは、時の佐伯藩老職、小林九左衛門が積年にわたり、御所務方が清廉でないので、これを憤つて一味徒党し、全く下知を請受けず、岡藩領宇目、郷上河内村に逃散し、この地に居住致度旨願い出たので、この村の小庄屋吉良平助は、こと重大と、早速重岡村大庄屋渡辺善左衛門にこの由を告知し、大庄屋よりは、更に宇目郷代官、酒利村在住の深田治部殿に申達し、郷中の大小役人すべて參集して評議の結果、岡の公儀に訴え出ることになり、深田治部